

彦根市水道事業布設工事監督者および水道技術管理者の資格等に関する条例(素案)

(趣旨)

第1条 この条例は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第12条および第19条第3項の規定に基づき、水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者(以下「布設工事監督者」という。)を配置する工事ならびに布設工事監督者および水道技術管理者の資格について定めるものとする。

(布設工事監督者を配置する工事)

第2条 法第12条第1項に規定する条例で定める水道の布設工事は、法第3条第10項に規定する水道の布設工事とする。

(布設工事監督者の資格)

第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の土木工学科またはこれに相当する課程において衛生工学または水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学の土木工学科またはこれに相当する課程において衛生工学および水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法による短期大学または高等専門学校において土木科またはこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 学校教育法による高等学校または中等教育学校において土木科またはこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 第1号または第2号の卒業者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学もしくは水道工学に関する課程を専攻した後、または大学の専攻科において衛生工学もしくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 外国の学校において、第1号もしくは第2号に規定する課程および学科目または第3号もしくは第4号に規定する課程に相当する課程または学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第 4 条第 1 項の規定による第 2 次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道および工業用水道または水道環境を選択したものに限る。)であって、1 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(水道技術管理者の資格)

第 4 条 法第 19 条第 3 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者
 - (2) 前条第 1 号、第 3 号および第 4 号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学もしくは薬学に関する学科目またはこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第 1 号に規定する学校を卒業した者については 4 年以上、同条第 3 号に規定する学校を卒業した者については 6 年以上、同条第 4 号に規定する学校を卒業した者については 8 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (3) 10 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (4) 前条第 1 号、第 3 号および第 4 号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学および薬学に関する学科目ならびにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第 1 号に規定する学校の卒業生については 5 年以上、同条第 3 号に規定する学校の卒業生については 7 年以上、同条第 4 号に規定する学校の卒業生については 9 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (5) 外国の学校において、第 2 号に規定する学科目または前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業生ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者
- 2 1 日最大給水量が 1,000 立方メートル以下である専用水道については、前項第 2 号中「4 年以上」とあるのは「2 年以上」と、「6 年以上」とあるのは「3 年以上」と、「8 年以上」とあるのは「4 年以上」と、同項第 3 号中「10 年以上」とあるのは「5 年以上」と、同項第 4 号中「5 年以上」とあるのは「2 年 6 箇月以上」と、「7 年以上」とあるのは「3 年 6 箇月以上」と、「9 年以上」とあるのは「4 年 6 箇月以上」と、同項第 5 号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の 2 分の 1 以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

付 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。